



休日の部活動地域展開について

部活動地域展開推進協議会だより
令和8年3月特別号

四街道市部活動地域展開推進協議会事務局

小学校4年生児童の保護者の皆様へ

中学校における学校部活動に関して、市教育委員会では、子どもたちのスポーツ・文化活動の持続可能な運営に向け、まず休日の部活動の地域展開について検討するため、「部活動地域展開推進協議会」を立ち上げ、継続して開催しています。内容については、年3回の協議会だよりでお知らせしているところです。今回の「令和8年3月号」については、小学校4年生児童と保護者の皆様にも配付しています。

初めての配付となりますので、小学校4年生児童と保護者の皆様には、部活動地域展開についての理解を深めていただくため、協議会だよりと併せて「特別号」を配付することにしました。お子様と一緒に読みただけましたら幸いです。

1 部活動の地域展開の背景

○子どもの数の減少

⇒現在の部活動運営体制では、将来的に活動が困難な状況が想定されます。

➡ 少子化が進んでも、子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりの必要性

○多様な体験機会の確保

⇒「希望する部活動が在籍する学校にはない」「自分のペースで楽しく活動したい」等、生徒や保護者のニーズが多様化しています。

➡ 休日は平日の学校部活動とは異なる活動にも参加できるようにする等、子どもたちが多様な活動に触れることのできる機会を創出する必要性

○教職員の働き方改革の推進

⇒部活動顧問が教職員の業務負担の大きな要因の一つであることが指摘されています。

➡ 部活動は教育課程外の活動で、必ずしも教職員が担う必要のない業務であり、部活動指導を希望しない教職員が部活動指導に従事する必要のない環境を整備し、教職員が教材研究等の本来の業務に注力できる学校体制づくりの必要性



【スポーツ庁・文化庁】

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

(令和7年12月)

*将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すものです。

○改革期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和 8年度～10年度「改革実行期間」(前期) 令和11年度～13年度「改革実行期間」(後期)
○取組方針	<p>休日：改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。</p> <p>平日：各種課題を解決しつつ、さらなる改革を推進。</p>

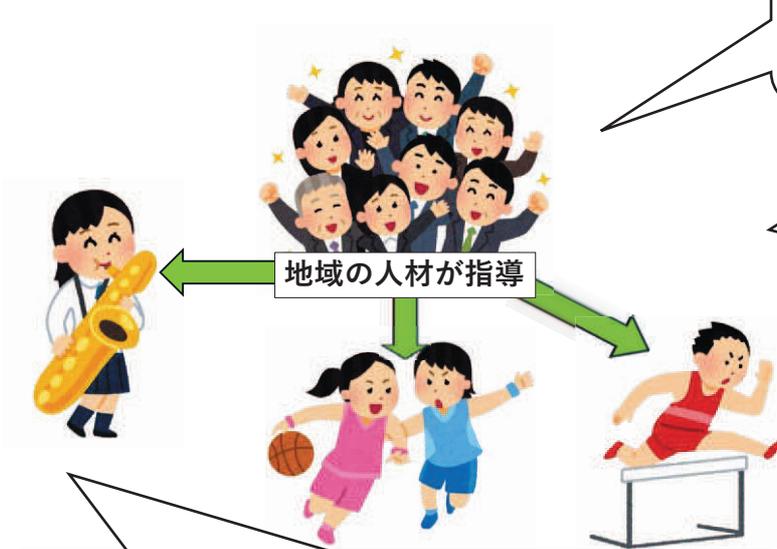
2 学校部活動と地域クラブ活動

平日：学校部活動に関するガイドラインを遵守し、学校部活動を継続



現行の中学校学習指導要領では、部活動は教育課程外の学校教育活動ですが、学校教育の一環と位置付けられています。当面の間（現行の学習指導要領の間）、平日の学校部活動がなくなることはありません。

休日：希望する生徒が、地域クラブ活動に参加



種目ごとに拠点に集まって活動する「拠点型」や、学校部活動に指導者を派遣する「学校派遣型」などが考えられます。

【想定される運営団体】

- ・地域のスポーツ団体
 - ・地域の文化芸術団体
 - ・民間事業者
- 等

指導者は、地域の方々や、希望する教職員の方々を想定しています。指導者に対して安全面・健康面の配慮や体罰・ハラスメントの根絶等、研修を実施します。

希望する先生方は、兼職兼業の届を市教育委員会に提出し、指導者として運営団体に登録することができます。

3 四街道市の予定

○地域クラブ活動の状況と今後の予定

令和7年度		令和8年度	
5月～野球	3月 学校 部活動	5月～野球	9月～ 休日の学校部活動を停止 地域クラブ活動の本事業開始
9月～バドミントン女子		バドミントン女子	
バレーボール男子		バレーボール男子	
モデル事業		本事業	

令和8年度9月以降は

- ・休日の学校部活動は停止します。希望する生徒が、地域クラブ活動に参加します。
- ・地域クラブ活動に参加するには、活動費（会費）がかかります。活動費（会費）の設定については、モデル事業を参考にしながら可能な限り低廉な金額となるよう検討していきます。

4 地域クラブ活動の具体的なイメージ（令和8年9月～）

(1) 参加対象

- ・市内在住の中学生であれば、市立中学校在籍生徒に限らず、誰でも参加できます。

(2) 種目

- ・学校部活動で、休日に活動がある種目が対象です。

種目によっては、男女で活動場所が異なることもあります。

陸上競技、バスケットボール、サッカー、軟式野球、バレーボール、ソフトテニス卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、吹奏楽

(3) 活動方法

- ・「学校派遣型」、「拠点型」のいずれかでの活動になります。すべての種目について学校派遣型での活動が理想ですが、指導者の確保や低廉な会費の設定、希望する生徒数の課題から、すべてを学校派遣型とすることは難しい状況です。
- ・各種目の活動方法については、令和8年度の学校部活動所属生徒数が確定後に検討し、決定します。

*学校派遣型…学校部活動に指導者を派遣する形態 拠点型…種目ごとに拠点に集まって活動する形態

(4) 実際の活動のイメージ ※令和7年度の学校部活動所属人数から想定しています。

①吹奏楽（学校派遣型）の例		②剣道（拠点型）の例	
<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の音楽室等を使って活動する。 ・指導者は学校部活動顧問と連携しながら、パート練習や合奏を指導する。 ・市内中学校在籍でない生徒は、活動場所を5つの拠点から自由に選択する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・市内中学校武道場の2拠点で活動する。 拠点A（四街道西中） 拠点B（四街道中と旭中）（隔週で交互） ・千代田中、四街道北中や市内中学校在籍でない生徒は、活動場所をAかBのどちらかを自由に選択する。 	
③活動の頻度		【例】令和8年9月の場合	
5日（土）地域クラブ活動	6日（日）休養日	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の学校部活動は原則として停止。 ・大会へは学校部活動として参加。 ・「四街道市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」に沿って、休養日を設定。 	
12日（土）大会（学校部活動）	13日（日）大会（学校部活動）		
19日（土）大会（学校部活動）	20日（日）休養日		
21日（祝月）地域クラブ活動	22日（祝火）地域クラブ活動		
23日（祝水）休養日			
26日（土）休養日	27日（日）地域クラブ活動		

5 お子様が中学生になるのは令和10年度です

4月から小学5年生に進級するお子様が中学生になるのは、令和10年4月です。休日の学校部活動が地域クラブ活動に移行して2年半後となります。今後、学期に1回程度「協議会だより」を送付しますので、お子様と一緒に読んで、本市の地域展開の状況を確認してください。また、令和8年4月には、地域展開に関する説明動画を配信予定ですので、視聴していただくようお願いいたします。

なお、次ページに小学4年児童向けの「特別号」を載せました。児童向け「特別号」は、Microsoft Teams に配信しており、お子様は学習者用端末で読むことができます。

*これまでの「協議会だより」は、四街道市のホームページで確認できます。

<本紙に関するお問い合わせ>

四街道市教育委員会 指導課 電話 043-424-8925（月～金 9:30～16:00）